

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 平成 30 年 2 月 9 日 14 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1 号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3 号 農地転用計画変更申請に対する意見決定について

議案第 4 号 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 6 号 非農地証明の承認について

議案第 7 号 空き家に付随した農地の指定について

- 4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数	12名
出席	9名
欠席	3名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	欠
副会長3番	畑中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	欠	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	欠	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

- 5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

- 6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長	加来 孝幸
係長	湯越 恵子
	仲野 彰信

開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成30年2月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中9名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は9番山本一彦委員と、10番我毛真一委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。
「議案第1号、許可申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第1号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

12番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。
通り番1について、申請人の [REDACTED] が自宅の石積が崩壊の危険があるとのことで、約13㎡の敷地拡張を行いコンクリートで被覆するものです。場所は大村交差点より南に300m付近の農地です。水利の承諾も取れており特に問題も無いと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第1号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1から3を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

11番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、譲渡人の [REDACTED] の農地を譲受人の [REDACTED] が購入し、その後宅地分譲を行うものです。場所は本町団地の南側の農地です。都市計画用途地域内であるので特に問題ないと思われ間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

6番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。

通り番2について、場所は三毛門小学校から恒富に抜ける道沿いの農地です。譲渡人の [REDACTED] は北九州市戸畑区に在住で農地の管理が出来ないとのこと。このため譲受人 [REDACTED] が購入し、自己用住宅を建築するものです。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

2番委員発言 許可申請の通り番3について説明いたします。

通り番3について、貸付人の [REDACTED] の農地を借受人の [REDACTED] が3年間使用貸借し、施設利用者の心のリハビリとして作品を展示するものです。場所は [REDACTED] の付近の山付の農地です。特段問題ないものと思われ。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について通り番1から3は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第3号 農地転用計画変更申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 農地転用計画変更申請は1件でございます。
「議案第3号、農地転用計画変更申請を、議案書をもとに朗読」。

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員より説明をお願いします。

6番委員 農地転用計画変更申請について1件あります。[REDACTED]
[REDACTED]より、住宅4棟から3棟へ事業に変更が生じたための申請がなされております。空いた場所は駐車場として利用したいとの事です。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号について、地元委員の説明が終わりました。農地転用計画変更申請について、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、議案第3号農地転用計画変更申請について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、原案通り可決いたします。

議長 議案第4号 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について、地元の委員は内容をよく確認していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第4号農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について、原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、意見決定については、除外相当として豊前市に進達いたします。

議長 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転の関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、原案どおり可決することにいたします。

議長 続いて、議案第6号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明交付申請は1件でございます。
「議案第6号、非農地証明交付申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第6号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いいたします。

通り番1

10番委員発言 非農地証明交付申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は自由市場の県道を挟んで斜め前の宅地になります。2月2日の審査会の後に、谷崎委員と私、それと事務局の局長と係長の4人で現地の確認を行いました。地目は畑となっていますが、20年以上前より農舎と住宅が建っており農地としての復元は困難であります。周辺の農地に特に影響はなく非農地として特段問題ないものと思われれます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第6号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第6号非農地証明交付申請の承認について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第7号 空き家バンクに付随した農地の指定申請について、事務局より朗読と説明をお願いいたします。

事務局 空き家バンクに付随した農地の指定申請は1件でございます。
「議案第7号、空き家バンクに付随した農地の指定申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第7号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いいたします。

通り番1

2番委員発言 空き家バンクに付随した農地の指定申請ということで、場所は上川底303番地の宅地の道を挟んだ向かいの農地です。特に問題ないものと思われます。

議長 議案第7号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第7号の空き家バンクに付随した農地の指定申請について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、原案どおり可決することにいたします。

議長 その他何かございませんか。

局長 もどりますが、議案第4号 農業振興地域計画変更申請の通り番5についてです。登記地目が雑種地であるため農業委員の意見なしとしたいと思いますがいかがでしょうか。

議長 事務局説明について何かございませんか。

全員 異議なし。

議長 そのほかに何かございますか。

9番委員 農業振興地域計画変更申請の通り番1について、
が購入する農地の入り口は市道ですか。

6番委員 そうです。幅員が2mしかないため、その先の墓地には車が入れないので自転車で行っています。山側の住宅に接する所はブロックをついています。今回 が農地を購入して道路際に倉庫を建てるとなると、道路の拡幅が難しくなります。今回申請農地全てを農振除外すると、農地中間管理機構を使つての圃場整備が出来なくなる恐れがあり、2月13日に地元の何人かと道路分を考慮してもらふようお願いに行く予定です。三毛門地区の圃場整備についてはほとんどの人が賛成であるのでどうにか道を拡幅したいと考えています。

議長 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定を条件付きで行い、転用申請で農業委員として意見を述べてはいかがですか。

6番委員 私としては早めに地元として協議を済ませたい。その方がトラブルを避けることが出来るでしょう。

局長 この案件については、三毛門地区圃場整備計画と調整しながらであれば許可相当とするとしてはいかがでしょうか。今回は地元として倉庫を道路より離して建てていただくようお願いしていくという方法が妥当でありますし、今後圃場整備の計画図の素案が示されれば農地を分筆し農振編入も可能でしょう。

議長 その他何かございませんか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって2月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
14時40分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成 30 年 2 月 26 日

議長

松本克己



9番委員

山本一彦



10番委員

我毛真一

